

金融商品取引業者営業保証金規則【新設】の概要

金融商品取引法 31 条の 2（営業保証金）の規定の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府・法務省共管命令。

．営業保証金に係る権利の実行の手続（1 条～12 条）

金融商品取引業者と契約を締結した顧客は、当該契約により生じた債権に関し、当該金融商品取引業者に係る営業保証金について他の債権者に先立ち弁済を受け権利の申立てを行うことができる。当該申立て、当該権利を有する他の者からの申出、意見聴取会を通じた当該権利の調査及び配当の実施の手続等について、所要の事項を定める。

．営業保証金の取戻し（13 条～15 条）

金融商品取引業者が、金融庁長官の承認を受けて、その供託した営業保証金の全部又は一部の取戻しをする場合を追加するとともに、その手続等について所要の事項を定める。

．その他（15 条～17 条）

その他所要の事項を定める。